

令和5年度

第1回 東松山市立上唐子集会所運営委員会



令和5年6月2日(金)

東松山市教育委員会

令和5年度 第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会次第

令和5年6月2日(金)15時30分～

於：東松山市立上唐子集会所

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ・・・東松山市教育委員会教育長

4 正副委員長選出

- (1) 運営委員・事務局自己紹介
- (2) 正副委員長選出
- (3) 議長選出
- (4) 議長より議事録署名人指名

5 議 事

- (1) 令和4年度事業報告
 - ア 各教室の実施報告
 - イ 集会所利用報告
 - ウ 人権教育行事等報告
- (2) 令和5年度事業計画
 - ア 成人教室計画
 - イ フレンドスクール計画
 - ウ 人権教育行事等計画
- (3) その他
 - ア サマーキャンプについて

6 その他

- (1) 次回運営委員会
令和6年1月25日(木)(予定)

7 閉 会

(1) 令和4年度事業報告について

ア 各教室の実施状況報告

期 間： 令和4年4月～令和5年3月

① 成人教室

| No. | 教室名 | 開講日数 | 期 間 | 開 講 日 開講時間 | 講 師 名 | 学級生人数 延参加人数 | 1回平均 参加人数 |
|-----|---------------|------|-------------|--------------------------|----------|----------------|--------------|
| 1 | カラオケ教室 | 19日 | 4月23日～2月18日 | 第2・4週 土曜日 9:30～11:30 | 白川あき子 先生 | 8人 延139人 | 7.3人 |
| 2 | 絵画教室 | 12日 | 5月21日～2月18日 | 第1・3週 土曜日 13:30～15:30 | 矢島兼之先生 | 8人 延65人 | 5.4人 |
| 3 | 新舞踊教室 | 18日 | 4月18日～3月6日 | 第1・3週 月曜日 13:30～15:30 | 森田光子先生 | 4人 延63人 | 3.5人 |
| 4 | フラワーアレンジメント教室 | 8日 | 5月10日～2月24日 | 第2週 火曜日 13:30～15:30 | 大沼賀代子先生 | 12人 延49人 | 9.9人 |
| 5 | 体操教室 | 10日 | 5月24日～2月21日 | 第4週 火曜日 13:30～15:30 | 遠藤良江先生 | 14人 延48人 | 4.8人 |

②小学生フレンドスクール

| No. | 学 校 名 | 開校日数 | 期 間 | 開 校 日 開校時間 | 講 師 名 | 申込人数 延参加人数 | 1回平均 参加人数 |
|-----|-------|------|-------------|-----------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 1 | 唐子小 | 20日 | 5月19日～2月9日 | 毎週 木曜日 16:20～17:30 | 奥村俊之先生他 延60人 | 19人 延177人 | 8.9人 |
| | | | | | | | |
| 2 | 珠算教室 | 39日 | 4月16日～3月18日 | 毎週 土曜日 14:00～16:00 | 浅見慎哉先生 | 8人 延247人 | 6.3人 |
| | | | | | | | |

③中学生フレンドスクール

| No. | 学 校 名 | 開講日数 | 期 間 | 開 校 日 開校時間 | 講 師 名 | 申込人数 延参加人数 | 1回平均 参加人数 |
|-----|-------|------|-------------|-----------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 1 | 南 中 | 14日 | 5月12日～2月21日 | 毎週 木曜日 17:30～19:30 | 横山直幸先生他 延40人 | 7人 延47人 | 3.5人 |
| | | | | | | | |

イ 集会所利用状況

【上唐子集会所利用状況】（令和4年4月～令和5年3月）

| 月 | 利用団体数 | フレンドスクール(人) | 成人教室(人) | 地域利用者数(人) | 利用者数合計(人) |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 令和4年4月 | 6 | 12 | 12 | 31 | 55 |
| 5月 | 14 | 60 | 44 | 9 | 113 |
| 6月 | 21 | 73 | 60 | 21 | 154 |
| 7月 | 11 | 27 | 13 | 38 | 78 |
| 8月 | 11 | 26 | 15 | 51 | 92 |
| 9月 | 15 | 47 | 38 | 10 | 95 |
| 10月 | 17 | 49 | 38 | 53 | 140 |
| 11月 | 15 | 29 | 46 | 16 | 91 |
| 12月 | 17 | 50 | 44 | 38 | 132 |
| 令和5年1月 | 17 | 48 | 38 | 46 | 132 |
| 2月 | 17 | 33 | 39 | 31 | 103 |
| 3月 | 8 | 14 | 3 | 38 | 55 |
| 計 | 169 | 468 | 390 | 382 | 1,240 |
| 月平均 | 14.1 | 39.0 | 32.5 | 31.8 | 103.3 |

ウ 令和4年度事業報告

| 事業名 | 期日 | 会場等 |
|---------------------|---------------------|---|
| 第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会 | 6月3日(金) | 上唐子集会所 |
| 上唐子集会所発表会 | 7月3日(日) 午後1時～ | 上唐子集会所 |
| 西部地区人権教育実践報告会 | 7月29日(金) | 坂戸市文化会館 |
| 比企郡市集会所サマーキャンプ | 8月2日(火) | ときがわ町 木のむらキャンプ場 |
| 第21回比企郡市人権教育研究集会 | 8月5日(金) | ときがわ町 アスピアたまがわ |
| 第20回比企郡市人権フェスティバル | 11月19日(土) | ときがわ町 アスピアたまがわ |
| 第42回埼玉人権フォーラム | 令和5年1月19日(木)～20日(金) | さいたま市文化センター |
| 第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会 | 令和5年2月14日(火) | 上唐子集会所 |
| 上唐子集会所文化祭(きらめきまつり) | 令和5年2月25日(土) | 上唐子集会所 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 絵画作品、フラワーアレンジメント作品 唐子小学校児童作品 |
| 2023みなくるフェスタ | 令和5年3月18日(土) | 東松山市民文化センター 展示発表 絵画作品 |

(2) 令和5年度事業計画

ア 成人教室計画

*既定の曜日以外の日程で行う場合もあります。

令和5年5月17日現在

| 集会所 | 講座名 年間回数 申込人数 | 講師 開催曜日 開催時間 | 開催月日 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 上 唐 子 集 会 所 | 新舞踊 20回 4人 | 森田 光子 先生 第1・3週 月曜日 13:30~15:30 | 開催日 | 17 | 1 | 5 | 10 | 21 | 18 | 2 | 6 | 4 | 15 | 5 | 4 |
| | | | 月計 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | | | 累計 | 1 | 3 | 5 | 7 | 8 | 9 | 11 | 13 | 15 | 17 | 19 | 20 |
| | | | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 開催日 | | | 10 | 8 | 26 | 9 | 14 | 11 | 9 | 13 | 3 | 2 |
| | カラオケ 20回 10人 | 白川あき子 先生 第2・4土曜日 9:30~11:30 | 開催日 | | | 24 | 29 | | 23 | 28 | 25 | 23 | 27 | 17 | |
| | | | 月計 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | | | 累計 | 0 | 0 | 2 | 4 | 5 | 7 | 9 | 11 | 13 | 15 | 17 | 18 |
| | | | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 開催日 | | | 3 | 1 | 19 | 16 | 7 | 11 | 16 | 20 | 17 | |
| | 絵画 12回 8人 | 矢島 兼之 先生 第1・3土曜日 13:30~15:30 | 開催日 | 15 | | 17 | | | | 21 | | | | | |
| | | | 月計 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| | | | 累計 | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 | 6 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 12 |
| | | | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 開催日 | | 9 | 13 | | | 12 | 10 | 14 | 12 | 13 | 24 | |
| | フラワー 8回 13人 | 大沼賀代子 先生 毎週 火曜日 9:30~11:30 | 開催日 | | | | | | | | | | | | |
| 月計 | | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | | |
| 累計 | | | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開催日 | | | | 23 | 27 | 25 | 22 | 26 | 24 | 28 | 26 | 23 | 27 | | |
| 体操 10回 12人 | 遠藤 良江 先生 第4 火曜日 13:30~15:30 | 開催日 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月計 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | 累計 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 10 | |
| | | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 開催日 | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | 開・閉講式 : 開講式は教室開催日初日 閉講式は教室開催日最終日 | | | | | | | | | | | | |

イ フレンドスクール計画

*既定の曜日以外の日程で行う場合もあります。

令和5年5月17日現在

| 集会所 | 学校名 年間回数 申込人数 | 担当者名 開催曜日 開催時間 | 開催月 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|------------------------------|------------------------------|---------------|----------|---------------|---------------------|--------------------|---------------|--------------------|----------------|----------------|--------------------|---------------------|---------------|--------------|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 上 唐 子 集 会 所 | 唐子小 22回 16人 | 奥村俊之先生 金曜日 16:20~17:30 | 教室 開催 日 | | 19 26 | 2 9 23 | | 1 | 8 15 29 | 6 20 27 | 10 17 24 | 8 | 12 26 | 2 9 | 1 8 | | |
| | | | 月計 | 0 | 2 | 3 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | | |
| | | | 累計 | 0 | 2 | 5 | 5 | 6 | 9 | 12 | 15 | 16 | 18 | 20 | 22 | | |
| | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 南中 | 14回 0人 | 木村一隼先生 木曜日 17:30~19:30 | 教室 開催 日 | | | 1 27 | 13 27 | 1 | 7 21 | 3 19 | 9 | 14 | 11 | 8 15 | | |
| | | | | 月計 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | |
| | | | | 累計 | 0 | 0 | 2 | 4 | 5 | 7 | 9 | 10 | 11 | 12 | 14 | 14 | |
| | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| | 珠算教室 | 40回 9人 | 浅見慎哉先生 土曜日 14:00~16:00 | 教室 開催 日 | 22 29 | 6 13 20 | 3 10 17 24 | 1 8 22 29 | 5 19 26 | 2 9 16 30 | 7 21 28 | 11 18 25 | 2 9 16 23 | 6 13 20 27 | 3 10 17 | 2 9 16 | |
| | | | | 月計 | 2 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | | | | 累計 | 2 | 5 | 9 | 13 | 16 | 20 | 23 | 26 | 30 | 34 | 37 | 40 | |
| | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 開・閉校式 : 開校式は教室開催日初日 閉校式は教室開催日最終日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | 東松山市教育委員会生涯学習課 関主査、関口指導員 〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 電話23-2221 (内線289) 直通21-1431 上唐子集会所 東松山市大字上唐子1062 電話24-2587 (管理人) 篠田 勝 様 唐子小学校 電話22-0675 南中学校 電話22-0676 | | | | | | | | | | | | | | | | |

ウ 令和5年度人権教育行事等計画

| 事業名 | 期日 | 会場等 |
|---------------------|--------------|---|
| 第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会 | 6月2日(金) | 上唐子集会所 |
| 西部地区人権教育実践報告会 | 7月31日(月) | ウエスタ川越 |
| 比企郡市集会所サマーキャンプ | 8月1日(火) | ときがわ町 木のむらキャンプ場 |
| 第22回比企郡市人権教育研究集会 | 8月4日(金) | 鳩山町文化会館 |
| 第43回埼玉県人権フォーラム | 11月10日(金) | 東松山市民文化センター |
| 第21回比企郡市人権フェスティバル | 11月18日(土) | 吉見町フレサ吉見 |
| 第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会 | 令和6年1月25日(木) | 上唐子集会所 |
| 上唐子集会所きらめきまつり | 令和6年2月25日(日) | 上唐子集会所 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 唐子小学校児童、南中学校生徒、フラワーアレンジメント、絵画 |
| 2024みなくるフェスタ | 令和6年3月23日(土) | 熊谷市江南ピピア |

【 サマーキャンプ実施要項 】

サマーキャンプの意義・目的

- 豊かな自然に親しみ、自然を大切にしようとする心情を養う。
- 友達との共同作業や交流活動を通して、人と助け合う協調性・社会性を培う。
- 他校の新しい友達との語らいを通じて、仲間づくりを図るとともに、互いに支え合い信頼し合う人権意識の素養を高める。

1 活動目標

- (1) たくさんの友達をつくろう。
- (2) 自然に親しみ、いろいろな体験をしよう。

2 期日・場所

- (1) 期 日 令和5年8月1日(火)(日帰り)
- (2) 場 所 比企郡ときがわ町「木のむら」キャンプ場
ときがわ町大字大野1440
TEL: 0493-67-0850

3 参加対象 小学生・中学生(小学校2年生以上) 定員約60名

4 参加費

- (1) 一人当たり 2,500円(入材料、保険料、弁当代等)
- (2) 支払方法 キャンプ場到着次第、東松山市教委(事務局)へ支払う

5 判定等

- 雨天等で中止の場合、8月1日(火)午前6時判定。
6時30分 別紙の「連絡網」にて連絡。
- ※ 中止の場合のみ、連絡あり
- 確認・判定等の連絡体制・・・・・・・・※ 別紙を参照
予め実施が困難と思われる天候(台風等)の場合、中止へ

6 傷害保険…教委担当：東松山

- (1) 加入保険 国内旅行傷害保険(会社名: 純新 TEL 22-9069 担当者 中山新一)
一人当たり保険料 100円程度
- (2) 内 容 死亡、後遺障害保険金額 100万円 入院保険金額 1,500円
通院保険金額 1,000円
- (3) 参加者募集と保険加入の日程・・・・・・・・◎ **令和5年度の予定**
 - サマーキャンプ実行委員会 **5月30日(火)**
15時30分～東松山市松山市民活動センター
 - **参加募集期間** **6月1日(木)～6月16日(金)** 各集会所
 - 事務局(東松山市教育委員会 生涯学習課)へ報告 6月23日(金)
担当: 関・田中・関口へ
 - 保険に加入 7月28日(金)

7 サマーキャンプ打合せ会等（教委・集会所該当小中学校担当者）

- (1) 5月30日（火）15時30分 第1回実行委員会 松山市民活動センター
 (2) 6月30日（金）15時30分 第2回実行委員会 野田集会所
 ○ 出席者 学校関係者（集会所担当教員）＋事務局
 ○ 主な内容 「参加者名簿」をもとに当日の内容について打合せ
 (3) 8月1日（火）サマーキャンプ当日
 (4) 8月24日（木）10時00分 第3回実行委員会
 東松山市松山市民活動センター 大会議室
 （※ キャンプが中止の場合、第3回は実施しません。）

8 子供たちの持ち物

- (1) 必ず持っていく物
 ○ 靴 ○ 敷物 ○ 水筒 ○ ビニール袋
 ○ 雨具（レインコート、折りたたみ傘等） ○ シャツ（長袖）
 ○ タオル ○ 靴下 ○ 帽子 ○ 軍手（マスのつかみ取り用）
 ○ 水着 ○ ハンカチ ○ ちり紙 ○ 着替え（ぬれたり汚したりした時のために）○ 川遊び用靴（※ビーチサンダルは禁止）
 ○ その他個人で必要なもの
 (2) 必要に応じて持っていく物
 ○ 時計 ○ 筆記用具 ○ 医薬品 ○ ナップザック ○ マスク 等
 (3) もっていかない物
 ○ お金、おやつ、携帯電話、ゲーム機等

9 前日・当日準備

7月31日（月）14時00分 前日準備（全教委）

- ① マスのつかみ取りの会場準備
 ② オリエンテーリングのカードの設置

8月1日（火）9時30分 当日準備（全教委）

- ① 開村式、閉村式の準備
 ② マスの搬入及びつかみ取りの準備
 ③ オリエンテーリングの準備
 ④ 調理場の準備、⑤弁当の搬入

※ 両日とも、「木のむらキャンプ場」に集合

10 役割

| 活動内容 | 用意するものなど | 担当者 |
|-------|---------------------------|--------------|
| 救 護 | 救急薬品 | ※ ローテーションを参照 |
| 昼 食 | 材料や弁当の注文 | 教委：東松山 嵐山 吉見 |
| そ の 他 | セットデッキ、放送用具（マイク・アンプ）延長コード | 教委：川島、東松山 |
| | 会計 | 教委：嵐山 吉見 東松山 |
| | 救急用品 救護旗（事務局保管） | 担当教員 東松山（南中） |

| | |
|--|---------|
| ハンドマイク 2個 | 教委：ときがわ |
| ごみ回収袋 | 各教委 |
| 写真 | 教委：小川 |
| マス注文 | 教委：鳩山 |
| 「子供用しおり」原本 | 教委：東松山 |
| 部屋割り | 教委：東松山 |
| (当日用)「サマキャンプ資料」50部(運営委員6部・ 教委11部・担当教員9部・予備) | 教委：東松山 |

1.1 備考

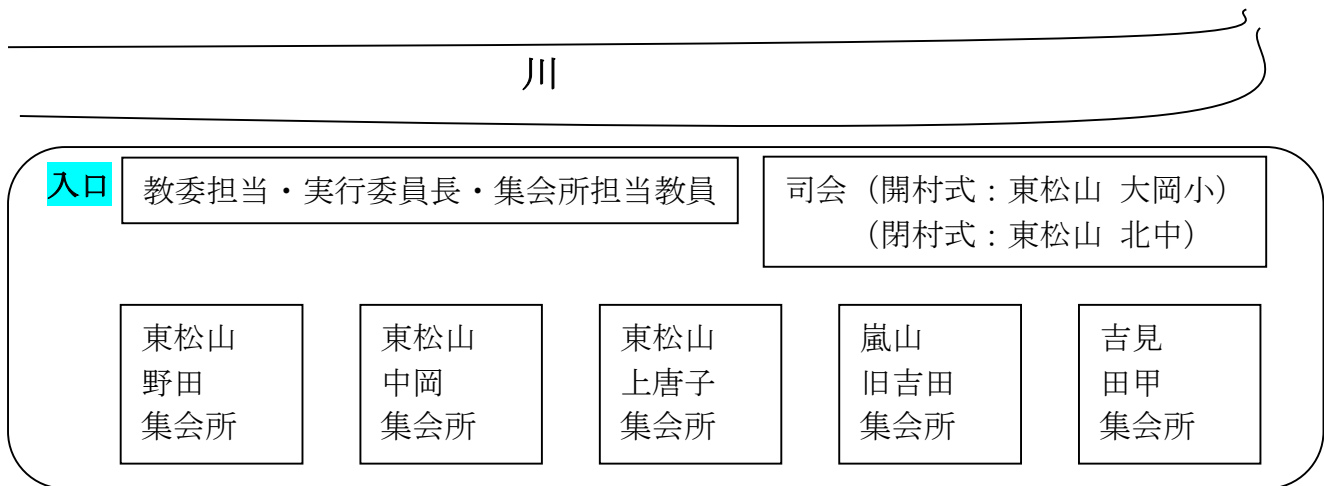
- 子どもたちをバンガローごとのグループに分け、オリエンテーリング、昼食を一緒にする。
- グループはできるだけ他市町村や他校と組む。
- 各グループで班長を決める。できるだけ年長者が班長になる。
- 川遊びの前の着替えは各バンガローで行う。
- 救護場所・・・炊事場 目印の旗：(赤十字又は担当学校の旗)
救護担当(※ローテーションを参照 令和5年度：東松山 南中学校)

8月1日(火) 日程

| 時刻 | 内容 |
|-----------------|---|
| 9:30 | 教育委員会担当者集合 |
| 10:25 10:30 | ○集合 ○開村式・多目的広場(雨天の場合 炊事場) 1 あいさつ(司会 担当教員：東松山 大岡小 長谷教諭) ○実行委員会会長 ○ときがわ町教育委員会教育長 2 来賓・実行委員・協力委員・先生方の紹介 3 日程説明…担当教員(東松山 松二小 新井教諭) 4 終了 終了後、班ごとにバンガローに荷物を置きに行く |
| 11:00 ～11:50 | オリエンテーリング(多目的広場に集合) 全体説明(東松山 唐子小 奥村教諭) 班ごとにスタートする(5分間隔の時間差で出発) 9つの目印を見つける |
| 12:00 ～13:00 | 昼食(弁当)の納入、仕分け(担当：集会所設置3教委) ※配布準備が整いしだい、配布する。 ○ 昼食・・・部屋ごとに食べる ※ パック等は、所定の場所に返却する |
| 13:00 ～14:00 | マスのつかみ取り(水着に着替えて多目的広場に集合) 全体説明(東松山 市の川小 嵩教諭) 実施方法については、実行委員会で検討 |

| | |
|---|---|
| 14:00 ～15:00 | 川遊び マスクが焼きあがったら、随時子どもたちにマスクを配布する。 |
| 15:00 15:30 15:35 ～15:45 | バンガローで着替えた後、バンガローの清掃を班ごとに行う。 先生方がチェックをしてOKなら多目的広場に行く ○ 集 合 ○ 閉村式（多目的広場）雨天時（炊事場） 進行（東松山 北中 古川教諭） 1 あいさつ…実行委員会会長 教育委員会代表（吉見町） 2 感想発表 ○子ども代表（上唐子） 3 連絡 ○ 終了・解散 |

【開村式・閉村式隊形】各集会所の子供たちの並び方 （場所：多目的広場）



◎ 閉村式 児童感想 発表順

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 発表年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 集会所名 | 田甲 | 上唐子 | 野田 | 旧吉田 | 中岡 | 田甲 | 上唐子 |

◎ 教育委員会 発表順

| | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 発表年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 教育委員会 | 東松山市 | 吉見町 | 嵐山町 | 東松山市 | 吉見町 | 嵐山町 | 東松山市 |

◎ 「救護」担当学校のローテーション

| | | | | | | | |
|-------|--------------|--------------|-------------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| 発表年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
| 教育委員会 | 東松山市 (北中) | 東松山市 (南中) | 吉見町 (西小) | 東松山市 (市の川小) | 東松山市 (大岡小) | 東松山市 (唐子小) | 嵐山町 (七郷小) |

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 市社会教育委員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

| 名称 | 位置 |
|-------------|-----------------|
| 東松山市立野田集会所 | 東松山市大字野田1060番地1 |
| 東松山市立中岡集会所 | 東松山市大字岡1220番地2 |
| 東松山市立上唐子集会所 | 東松山市大字上唐子1062番地 |

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市立集会所条例（昭和48年東松山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 東松山市立集会所（以下「集会所」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用については、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)
- 2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

(以下は、使用許可申請書等につき、本日は省略させていただきます。御了承ください。)

東松山市立上唐子集会所運営委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|------|---------|-----------|
| 1号委員 | 稲 村 浩 之 | 唐子小学校長 |
| | 新 井 克 仁 | 南中学校長 |
| | 奥 村 俊 之 | 唐子小学校教諭 |
| | 木 村 一 隼 | 南中学校教諭 |
| 2号委員 | 野 口 紀 子 | 社会教育委員 |
| 3号委員 | 小 川 徹 | 唐子小PTA会長 |
| | 篠 田 博 | 上唐子第二自治会長 |
| 4号委員 | 大久保 栄 利 | 知識経験を有する者 |
| | 篠 田 勝 | 知識経験を有する者 |
| | 松 崎 清 | 知識経験を有する者 |

※ 任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。